

彦根市上下水道料金・給排水工事受付システム 構築業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、彦根市上下水道料金・給排水工事受付システム構築業務を実施するにあたり、広く企画提案を募集し、最も適する受託事業者を選定するために、その手続き等について、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 業務名称

彦根市上下水道料金・給排水工事受付システム構築業務

(2) 業務内容

別紙「彦根市上下水道料金・給排水工事受付システム構築業務仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり

(3) 委託期間

システム構築期間：契約締結日から令和7年(2025年)3月31日まで

システム運用期間：令和7年(2025年)4月1日から令和12年(2030年)3月31日まで

(4) 提案上限額

システム更新業務 143,435,000 円(消費税および地方消費税を含む金額)

システム保守業務 17,750,000 円(消費税および地方消費税を含む金額)

※この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すものである。

ただし、提案者が独自に提案する項目を含め、見積金額が提案上限額を上回る場合、その提案は無効とする。また、提案内容に不要な内容が含まれていた場合、その分を減額しての契約締結となることがあるため、必要な協議に応じること。

3 事業者の選定方式

公募型プロポーザル方式

4 応募資格

本プロポーザルに参加することができる者は、参加資格審査日から本契約締結日までの間において、次に掲げる要件を全て満たしていること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当しないこと。

(2) 彦根市入札参加停止措置に関する要綱(令和2年12月25日告示第252号の2)に基づく入札参加停止措置期間中でないこと。

(3) 破産法(平成16年法律第75号)第18条第1項もしくは第19条の規定に基づく破産の申し立て、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てまたは民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4) 国税、地方税を滞納していないこと。

(5) 彦根市暴力団排除条例(平成23年彦根市条例第17号)第6条の規定により、次の①から⑥までの要件に該当する者でないこと。

ア 役員等(競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該競争入札に参加しようとする者から市との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下、「役員等」という。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下、「暴力団員」という。)であると認められる者

- イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下、「暴力団」という。)または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。
- ウ 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められる者。
- エ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持または運営に協力し、または関与していると認められる者。
- オ 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。
- カ 上記アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者。
- (6) 過去5年間、本市と同規模かまたはそれ以上の自治体において当該業務の実績を有すること。あくまでプロポーザル参加(主幹)企業の構築・運用実績を提示すること。
- (7) ISMS/ISO27001・ISO9001・プライバシーマークを認証取得していること。または同等の情報セキュリティ管理および規程を有し、それを証明できること。
- (8) 過去5年間、情報漏洩等の情報セキュリティに関する事項について、判決により罰金、和解金の支払いが無いこと。

5 選定方法

「彦根市上下水道料金・給排水工事受付システム構築事業者選定委員会」において、業務提案書、その他書類の審査ならびに提案者によるプレゼンテーション等の内容を参考に、別紙の審査基準により審査し、最も評価が高い者を受託候補者として選定する。

6 スケジュール(予定)

項番	手続内容	日程等
1	参加募集の公告	令和6年4月8日(月)
2	参加申込提出期間	令和6年4月8日(月)～ 令和6年4月23日(火)午後5時
3	質問書の提出期間	令和6年4月8日(月)～ 令和6年4月23日(火)午後5時
4	資格審査結果および 審査日程等の通知	参加資格審査後、速やかに通知
5	質問に対する回答	令和6年4月26日(金)
6	企画提案書等の提出期間	令和6年4月30日(火)～ 令和6年5月21日(火)午後5時【必着】
7	プレゼンテーション等	令和6年5月28日(火)
8	審査結果の通知	令和6年6月上旬
9	契約締結	令和6年6月上旬

7 参加の手続き

本プロポーザルへ参加を希望する場合、次に掲げるものを期限までに提出すること。

- (1) 提出期間 令和6年4月8日(月)～令和6年4月23日(火)午後5時00分
- (2) 提出書類 下記資料を各1部用意すること。
※イ、ウ(ア)、ウ(ウ)、ウ(エ)の書類は、彦根市の入札参加資格者名簿に登録を受けている者については省略できるものとする。
ア プロポーザル参加申込書(様式1)
イ 暴力団等の排除に係る誓約書兼同意書(※)
ウ 会社概要書(様式2)
添付書類
(ア) 法人税・消費税及び地方消費税、彦根市税に滞納がない旨の証明書(発行日から3か月以内のもの。写しでも可)(※)
(イ) 代表者以外に委任する場合は委任状(様式6)
(ウ) 貸借対照表、損益計算書(過去2年分)(※)
(エ) 法人の登記事項証明書または法人登記簿謄本(発行日から3か月以内のもの。写しでも可)(※)
(オ) ISMS/ISO27001・ISO9001・プライバシーマークを認証取得している証明書、または同等の情報セキュリティ管理および規程を有している証明書(写しでも可)
(カ) 会社パンフレット
エ 業務実績調書(様式3)
・本市と同規模かまたはそれ以上の水道事業者への実績を記載すること。
・記載した受託実績の契約書の写し、または実績を証明できる書類を添付すること。
- (3) 提出方法
持参または書留扱いの郵送(期間内に配達されたものに限る。)

8 仕様書等についての質問および回答

- (1) 提出期間 令和6年4月8日(月)～令和6年4月23日(火)午後5時
- (2) 提出方法
質問書(様式4)に必要事項を記入の上、電子メールにてファイルを送付するものとする。なお、メール送信後、電話にて受信確認をすること。
件名:「彦根市上下水道料金・給排水工事受付システム構築業務」質問書送付
担当:上下水道業務課 前川
- (3) 質問への回答方法
令和6年4月26日(金)までに全ての事業者に対し、電子メールで回答する。

9 企画提案書等の作成および提出

- (1) 提出書類および提出部数
ア 企画提案書提出届(様式6) …1部
イ 企画提案書(任意様式) …12部(正本1部、副本11部)
・基本仕様書、システム機能要件回答書および別紙審査基準の評価項目を網羅する形で提案書を作成すること。
・必要に応じて図表等を添付すること。
・会社概要のパンフレットを添付する場合は、最小限に留めること。
ウ システム機能要件回答書 …12部(正本1部、副本11部)
Excel ファイルを記録した CD-R 1 枚
・提案システムでの機能ごとの対応状況について、回答欄の「○:パッケージ標準またはオプション(カスタマイズ)にて対応可能」「△:代替案もしくは運用での回避」「×:対応不可または提案限度額の範囲内では実現不可能」を選択すること。

- ・「△:代替案もしくは運用での回避」を選択した場合は、備考欄に対応内容を明記すること。

エ 見積書(任意様式)…1部

- ・見積書には、初期導入費用および5年分の保守費用の総額(消費税および地方消費税を含んだ額と、消費税および地方消費税を含まない額)を記載すること。
- ・消費税および地方消費税は税率10%で計算すること。
- ・初期導入費用は5年リースとし、リース業者を選定の上、リース料率を含めて算出すること。
- ・企画提案書とは別に厳重に封印の上、提出すること。
- ・見積書には、以下の経費をわかりやすく明記し、それぞれの費用の内訳を添付すること。

(ア) 初期導入費用

機器調達費用、パッケージ費用、システム導入費用(システム構築、現行システムからのデータ移行、「システム機能要件回答書」に掲げる項目を実現するためのカスタマイズ費用、操作研修費用等)、独自提案に関する費用

(イ) 保守費用

機器保守料、パッケージ保守料、その他保守に要する費用

(2) 提出期間 令和6年4月30日(火)～令和6年5月21日(火)午後5時【必着】

(3) 提出方法

持参または書留扱いの郵送(期間内に配達されたものに限る。)

(4) 注意事項

- ア 使用する言語は日本語、単位は日本の標準時および計量法、通貨は日本円とし、文字サイズは11ポイント以上(図形等は除く)とし、分かりやすい表現に努めること。
- イ 企画提案書の様式は任意とし、用紙サイズはA4版、表紙・目次を除きページ番号を付けること。用紙枚数は両面50枚以内とする。図表等を使用する場合はA3版を使用できるものとし、その場合は、A4版に折り込んで綴じること。用紙の向きは問わない。
- ウ 企画提案書および見積書は、1者につき1件のみとする。
- エ 提出した書類の追加、差替えおよび修正は認めない。

10 プレゼンテーション審査

提出された企画提案書およびシステム機能要件回答書に関し、次のとおり選定委員会がデモンストレーションを含むプレゼンテーション審査を実施する。

(1) 実施日等

日時:令和6年5月28日(火)

※詳細は、プロポーザル参加申込書に記載されたメールアドレス宛に電子メールで通知する。

(2) 実施時間

ア プレゼンテーションおよびデモンストレーション(60分以内、準備および撤収時間を含む)。

イ 質疑応答(20分以内)

(3) その他

ア プレゼンテーション等の内容は非公開とする。

イ 電源およびスクリーンは本市で準備するが、それ以外の機器(パソコン、プロジェクター、ケーブル類、延長コード等)は持参すること。

ウ 参加者は5名以内とする。なお、本業務を受注した際に携わる担当者(営業担当者、開発担当者等)を最低1名以上参加させること。

11 プロポーザルの辞退

参加申込書もしくは企画提案書を提出した後に本プロポーザルを辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出すること。

12 審査結果の通知および公表

審査結果は、参加事業者へ書面により通知するものとし、受託候補者については、彦根市ホームページに掲載し、公表する。なお、選定委員会での審査は非公開とし、選定結果に対する異議申し立ては受付けない。

13 契約の締結

- (1) 「5 選定方法」により委託業務の候補者として選定された事業者と契約条件の協議を経て、随意契約により契約を締結する。
- (2) 初期導入費用とシステム本稼働後の保守費用については、それぞれ個別に契約するものとする。
- (3) 契約の手続は、彦根市契約規則(昭和44年11月15日規則第33号)の規程による。
- (4) 選定した受託候補者およびリース業者のいずれかが契約を締結するまでの間に失格事項が判明した場合、または辞退した場合は、前期5で選定した次点の事業者と協議の上、契約を締結するものとする。

14 費用支払

- (1) 支払いについて、初期導入費用は受託者が選定したリース会社からの支払いとする。また、保守費用については、本市が保守契約業者に直接支払う。

年度	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
契約総額に対する支払割合	なし	12/60	12/60	12/60	12/60	12/60

- (2) 各契約額総額に対する年度別支払割合は以下のとおりとし、毎年度末一括払いとする。

15 失格条項

次の各号に該当する場合は、失格とする。

- (1) 「4 応募資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出方法、提出期限、提出先に適合しない場合
- (3) 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 企画提案にあたり、著しく信義に反する行為があり、選定委員会が失格と認めた場合

16 その他留意事項

- (1) 業務内容についての詳細は本実施要領によるものとし、説明会は行わない。
- (2) 本プロポーザルへの参加に係る費用は、すべて提案者の負担とする。
- (3) 提出書類は、理由の如何に関わらず返却しない。
- (4) 提出書類の著作権は、作成者(提案者)に帰属する。ただし、上下水道部がプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、作成者の承諾を得ずにその内容を無償で使用できるものとする。
- (5) 提出書類は、彦根市情報公開条例(平成14年12月27日条例第56号)に基づく公文書公開請求の対象となる。
- (6) 本要領に定めのない事項については競争性、公平性を考慮のうえ、適宜本市が判断するものとする。

【問合せ先および書類提出先】

彦根市上下水道部 上下水道業務課
〒522-8501 滋賀県彦根市元町4番2号 彦根市役所2階
TEL:0749-22-2722 FAX:0749-24-4054

E-mail : jyogesui-gyomu@ma.city.hikone.shiga.jp